

事業報告書

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 前田内科クリニック
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 資金制度不採用

(2) 事務所の所在地 新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号

(3) 設立認可年月日 平成10年2月2日

(4) 設立登記年月日 平成10年2月25日

(5) 役 員

	氏 名	備 考
理事長	前田 裕伸	診療所管理者
理 事	前田 恭子	
同	川上 紗香	
同	熊田 千晶	
監 事	榎本 史織	

2. 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	前田内科クリニック	新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号	0

(2) 当該会計年度内に社員総会及び理事会で議決又は同意した事項

令和6年1月9日

臨時理事会

令和5年度の事業内容報告と令和6年度の営業方針確認

令和6年2月26日

定時社員総会

令和5年度の決算報告書の承認



法 人 名 医療法人社団 前田内科クリニック

所 在 地 新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号

貸 借 対 照 表
(令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	126,710	I 流動負債	2,914
II 固定資産	31,150	II 固定負債	2
1有形固定資産	28,382	負債合計	2,916
2無形固定資産	186	純 資 産 の 部	
3その他の資産	2,582	科 目	金 額
		I 資 本 金	2,000
		II 利益剰余金	152,944
		純資産合計	154,944
資産合計	157,860	負債・純資産合計	157,860

法人名 医療法人社団 前田内科クリニック

所在地 新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 1月 1日 至 令和 6年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	68,691
2 事業費用	74,765
事業利益(本来事業利益)	-6,074
II 事業外収益	
1 事業外収益	262
經常利益	-5,812
III 特別損益	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期利益	-5,812
法人税等	70
当期純利益	-5,882

※医療法人整理番号 5 0 9

法人名 医療法人社団 前田内科クリニック

所在地 新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号

財 産 目 録
(令和6年12月31日現在)

1 資 産 額 157,860千円

2 負 債 額 2,916千円

3 純 資 産 額 154,944千円

(内 訳)		(単位:千)
区 分	金 額	
A 流 動 資 産	126,710	
B 固 定 資 産	31,150	
C 資 産 合 計(A+B)	157,860	
D 流 動 負 債	2,914	
E 固 定 負 債	2	
F 負 債 合 計(D+E)	2,916	
G 純 資 産 (C-F)	154,944	

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □賃貸 ■部分的に法人所有)

建 物 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有)

様式5

※医療法人整理番号

		5	0	9
--	--	---	---	---

法 人 名 医療法人社団 前田内科クリニック

所 在 地 新潟県新潟市西区坂井東2丁目2番29号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当する取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

該当する取引はありません。

監事監査報告書

医療法人社団 前田内科クリニック

理事長 前田 裕 伸 殿

私は、医療法人社団 前田内科クリニックの令和5年、会計年度(令和5年年1月1日から12月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本店及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年2月17日

医療法人社団 前田内科クリニック

監事 榎 本 史 織